

令和5年度廿日市市障害者就労施設等からの物品等の調達
の推進を図るための方針

令和5年7月3日制定

1 趣旨

本市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 適用する実施機関

調達方針を適用する実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者、消防長及び議会とする。

3 調達方針の策定方法

調達方針の策定にあたっては、法第9条第1項の規定に基づき、毎年度、物品、役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して定めるものとする。

4 調達の推進

障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品・役務の確認のうえ、庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

5 調達目標額

種別	調達品目等	調達額
物品	事務用品・書籍	24万円以上
	食料品・飲料	19万円以上
	小物雑貨	12万円以上
	その他の物品	3万円以上
役務	印刷	58万円以上
	クリーニング	3万円以上
	清掃・施設管理	94万円以上
	情報処理・テープ起こし	9万円以上
合計		222万円以上

6 調達実績の公表

本市の調達実績は、当該年度終了後、遅滞なく、実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。